

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準	処分基準を定めない理由	所管課
98	傍聴人の退場	松前町教育委員会傍聴人規則	第5条	根拠条例等の規定のとおり	—	学校教育課
99	過料	松前町教育施設使用料条例	第7条	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	社会教育課
100	使用料の徴収	松前町公民館設置条例	第8条第1項	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
101	使用の許可の取消し等	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例	第8条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
102	使用料の徴収	松前総合文化センターの設置及び管理に関する条例	第9条	設定している	—	社会教育課
103	違反行為に対する退去命令	松前総合文化センターの設置及び管理に関する規則	第10条第2項	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
104	使用料	松前町都市公園条例	第13条第2項	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
105	過料	松前町都市公園条例	第24条、第25条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
106	施設等の利用の禁止	松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例施行規則	第5条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
107	貸出しの停止	松前町ふるさとライブラリーの設置及び管理に関する条例施行規則	第11条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
108	指定の解除	松前町文化財保護条例	第7条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	社会教育課
109	保持団体の認定の解除	松前町文化財保護条例	第7条第3項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	社会教育課
110	違反行為に対する退去命令	松前町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	第16条第2項	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
111	使用料の徴収	松前町立小学校及び中学校の施設開放に関する規則	第17条	設定している	—	社会教育課
112	使用の制限	松前町老人憩いの家設置条例	第4条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課
113	使用料	松前町老人憩いの家設置条例	第5条	根拠条例等の規定のとおり	—	社会教育課

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
					処分基準を定めない理由	
114	条例第3条第1項第1号以外の者が使用する 場合の使用料の徴収	松前町老人憩いの家設置条例	第5条第2項	根拠条例等の規定の とおり	—	社会教育課